

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の概要

- 教員の人材確保に向けて処遇改善を図るため、教員特殊業務手当の支給要件及び支給額を次のとおり見直すもの

2 改正の内容

(1) 部活動等、保健・安全的行事における生徒等指導

【現行】

	支給要件	支給額	
		週休日・休日	その他の日 (勤務時間を除く)
中小 学校校	3時間以上	2,700円	1,350円
	1時間以上3時間未満	350円	350円
学高等	3時間以上	2,700円	1,350円
	2時間以上3時間未満	700円	700円
特別 支援学校	3時間以上	2,700円	-
	2時間以上3時間未満	1,350円	-
	2時間以上	-	1,350円
	1時間以上2時間未満	700円	700円



【見直し後】

	支給要件	支給額	
		週休日・休日	その他の日
全校種	<u>2時間30分以上</u>	<u>2,700円</u>	-
	<u>1時間30分以上 2時間30分未満</u>	<u>1,800円</u>	-
	<u>1時間30分以上</u>	-	<u>1,800円</u>
	<u>1時間30分未満 (30分以上)</u>	<u>1,300円</u>	<u>1,300円</u>

- 校種間で支給要件及び支給金額を統一したものとする。
- 部活動指導に係る業務に限り、長期休業を除く平日については、勤務時間内においても支給対象の時間に含める。

教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

(2) 修学旅行等引率指導

【現行】

	支給要件	支給額	
		週休日・休日	その他の日
全校種	宿泊を伴い 8時間程度	4,800円	4,800円
	宿泊を伴わず 8時間程度	1,100円	1,100円



【見直し後】

	支給要件	支給額	
		週休日・休日	その他の日
全校種	宿泊を伴い 8時間程度	<u>5,100円</u>	<u>5,100円</u>
	宿泊を伴わず 8時間程度	1,100円	1,100円

(3) 対外運動競技等引率指導

【現行】

	支給要件	支給額	
		週休日・休日	その他の日
全校種	宿泊の有無に関わらず 8時間程度	4,800円	-
	宿泊を伴い 8時間程度	-	4,800円



【見直し後】

	支給要件	支給額	
		週休日・休日	その他の日
全校種	宿泊の有無に関わらず 8時間程度	<u>5,100円</u>	-
	宿泊を伴い 8時間程度	-	<u>5,100円</u>

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

1 改正の概要

- 離職防止や多様で有為な人材の確保の点から、より柔軟な働き方や多様なワークスタイル・ライフスタイルの実現に向けた取組を推進していくため、時差勤務制度を導入するもの
- 麻生図書館及び麻生図書館柿生分館への指定管理者制度導入に伴い、同分館に係る規定を削るもの

2 時差勤務制度の内容

(1) 対象職員

- 市立学校に勤務する教職員（教育職員、学校事務職員、学校栄養職員、一般事務職員、学校用務員及び学校給食調理員）のうち、常時勤務する職員
- ※ 短時間勤務職員（会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員）は対象としない。

(2) 勤務パターン

- 別紙の勤務パターンから選択する。

(3) 割振りの期間・上限回数

- 業務に支障がある場合等を除き、実施回数の制限は設けないものとする。

(4) その他

- 職員情報システムを改修し、教職員が職員情報システムで申請し、校長の承認を受けることとする。
- 時差勤務を行おうとする日の前々日（週休日、休日を除く。）までに、時差勤務を行おうとする教職員が職員情報システムで申請する。

(別紙) 勤務パターン

対象	略称	時間
教育職員 学校事務職員 学校栄養職員	学時差 A	07:00~15:30
	学時差 B	07:15~15:45
	学時差 C	07:30~16:00
	学時差 D	07:45~16:15
	学時差 E	08:00~16:30
	学時差 F	08:15~16:45
	学時差 G	08:30~17:00
	学時差 H	08:45~17:15
	学時差 I	09:00~17:30
	学時差 J	09:15~17:45
	学時差 K	09:30~18:00
	学時差 L	09:45~18:15
	学時差 M	10:00~18:30

対象	略称	時間
教育職員 (定時制)	学時差 N	11:00~19:30
	学時差 O	11:15~19:45
	学時差 P	11:30~20:00
	学時差 Q	11:45~20:15
	学時差 R	12:00~20:30
	学時差 S	12:15~20:45
	学時差 T	12:30~21:00
	学時差 U	12:45~21:15
	学時差 V	13:00~21:30
	学時差 W	13:15~21:45
	学時差 X	13:30~22:00

対象	略称	時間
一般事務(全日制) 学校用務員 学校給食調理員	学時差①	07:00~15:45
	学時差②	07:15~16:00
	学時差③	07:30~16:15
	学時差④	07:45~16:30
	学時差⑤	08:00~16:45
	学時差⑥	08:15~17:00
	学時差⑦	08:30~17:15
	学時差⑧	08:45~17:30
	学時差⑨	09:00~17:45
	学時差⑩	09:15~18:00
	学時差⑪	09:30~18:15
	学時差⑫	09:45~18:30
	学時差⑬	10:00~18:45

対象	略称	時間
一般事務(定時制)	学時差⑭	11:00~19:45
	学時差⑮	11:15~20:00
	学時差⑯	11:30~20:15
	学時差⑰	11:45~20:30
	学時差⑱	12:00~20:45
	学時差⑲	12:15~21:00
	学時差⑳	12:30~21:15
	学時差㉑	12:45~21:30
	学時差㉒	13:00~21:45
	学時差㉓	13:15~22:00

【参考】 時差勤務の試行の状況について

1 令和6年度 利用実績

■ 試行実施校

小学校4校、中学校2校、高等学校1校

■ 試行期間

令和6年7月～令和7年3月

■ 利用人数と割合

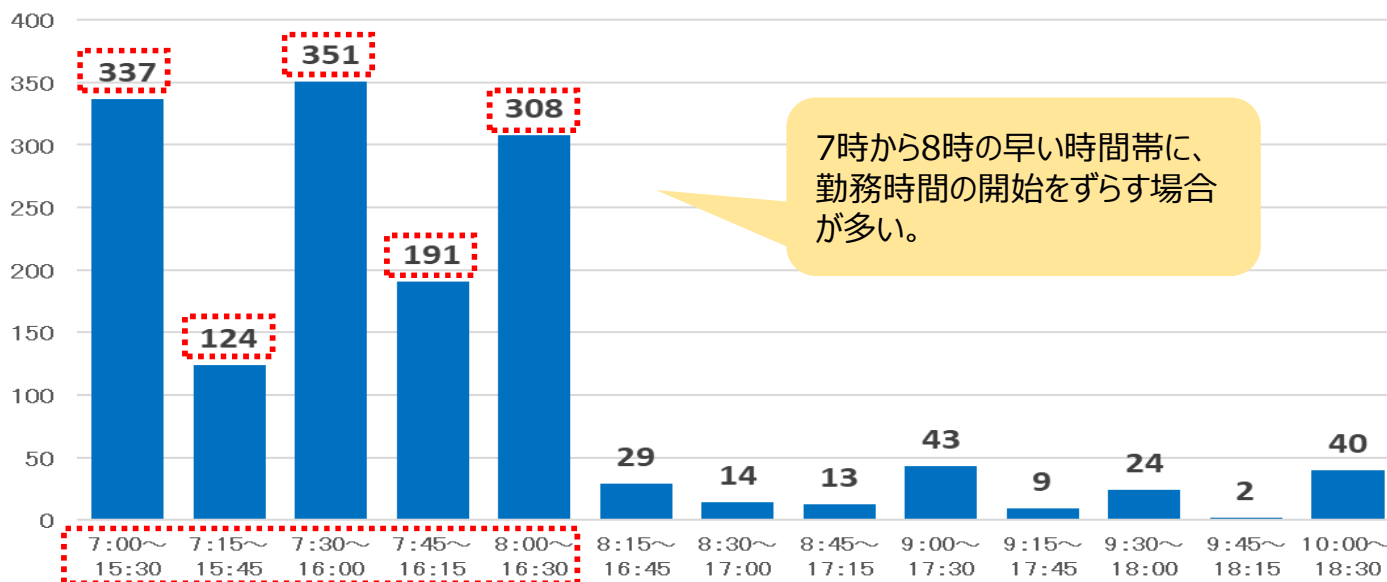
170人 (48.6%)

月ごとの利用割合



夏季休業や冬季休業などの長期休業期間中の利用が多い。

時間帯ごとの利用回数



7時から8時の早い時間帯に、勤務時間の開始をずらす場合が多い。

【参考】時差勤務の試行の状況について

2 令和7年度 利用実績

■ 試行実施校

【希望校】

小学校 94校（通年 78校、休業中のみ 16校）

中学校 45校（通年 28校、休業中のみ 17校）

高等学校 5校（通年 5校）

特別支援学校 3校（通年 1校、休業中のみ 2校）

市立学校 175校中 147校が利用を希望（84.0%）

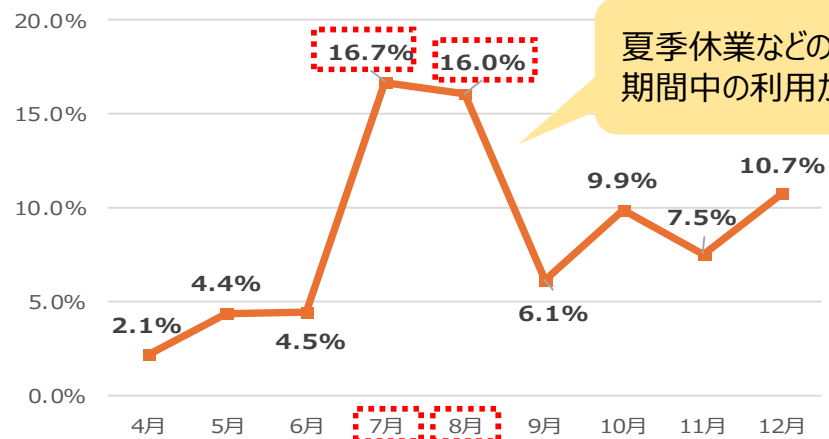
■ 試行期間

令和7年4月～令和8年3月

■ 利用人数と割合

1,965人（28.6%）

月ごとの利用割合（令和7年12月まで）



時間帯ごとの利用回数（令和7年12月まで）

